

防犯

歳末合同パトロールには、防犯委員を中心に沢山のご参加をいただきありがとうございました。一人一人の防犯意識が大切です。今年もみんなで声を掛け合い、犯罪のない「安全で安心して暮らせる新千里東町」をつくっていきましょう。

自転車安全教室開催



八中校区健全育成会

11月9日（土）小学校校庭にて自転車乗り方教室を開催いたしました。当日は約30人の子供達が参加してくれました。まずは豊中警察の方から交通ルールについて話をお伺いしました。「はらぶたべさ」を知っていますか？これはハンドル・ライト・ブレーキ・タイヤ・ベル・サドルのことで、自転車に乗る前の点検箇所を示す言葉と教えていただきました。お話の後は横断歩道の渡り方など、ルールに従い一つ一つ確認をしながらグラウンドに設けられたコースを自転車で走りました。歩道を走行することを想定し、どれだけスピードを落として走行できるかを試す運転や、ジグザグ運転といった、普段とは違う乗り方の練習は難しかったようで、みなさん苦戦されていました。参加してくれた子供にとっても、見守ってくださった大人にとっても、交通安全やルール、また自転車の乗り方マナーについて、再確認できた一日となりました。

うれしい～おしらせ

【最優秀賞】

◆僕の町 たすきで安心

【優秀賞】

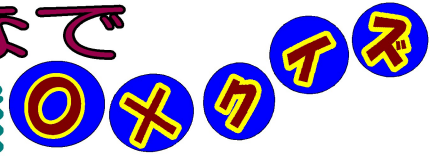
◆タスキつけ 見守る人へ

ありがとう（東丘小六年）

八中校区健全育成会

標語（抜粋）

家族みんなで



あなたは、自転車の安全ルールを守っていますか？クイズに答えながら、①から⑥まで進んでください。

1 自転車は、車の仲間です。

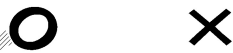


2 車道ならどこを走っても良い。



車道と歩道を走るときは、同じ左側を走ってくださいね。

3 自転車の違反罰則で最も重いものは、飲酒運転です。



道路交通法 第65条1項 罰則～5年以下の懲役、または100万以下の罰金。

4 「あっ、前に人が歩いている」チリンチリン、とベルを鳴らして走る。



道路交通法 第63条の4第2項 罰則～2万円以下の罰金または料料 ◆降りるか、優しく声かけて！

5 前後に子どもを載せて走ってはいけません。



子どもを2人乗せることは基本的には違法ですが、法的に安全基準をクリアした自転車（BAAマーク付き）ならば容認するという状態です。



お互いを付けて 事故のない一年に！



6 一時停止標識があるところでは、車と同じ一時停止しなければいけません。



◆スピード出しすぎ注意◆
特にこぼれび通り、もみじ橋通りでは、猛スピードで走る自転車に、ドキッとすることがあります。歩行者優先道路ですので、ご注意ください。



道路交通法 第43条 罰則～3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金。